

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA会社Y工場内で配管工事等の作業に従事していたところ、6～7m上から重量物が落下して請求人の首の付け根に当たり負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故後、一時は意識喪失の状態となり、負傷日の翌日から3日間は作業現場に赴くものの、具体的な作業には従事しなかったが、同月○日頃から吐き気や左腕のしびれを感じるようになったとして、同月○日にB病院に受診し、「中心性脊髄損傷、末梢神経障害、外傷性頸椎椎間板ヘルニア等」と診断され、療養を継続した結果、平成○年○月○日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、医証や請求人の自訴等より、左上肢各関節の機能障害及び左上肢に残存する神経症状であると認められる。

(2) 請求人は、C医師の「本件事故発生後の時間的経過から判断しても、中心性脊髄損傷が発症している可能性は極めて高いと判断した。画像上は明確な所見はみられないが、中心性脊髄損傷に画像所見が見られないことがしばしばあることは、脳神経外科の世界では広く知られたことである。」との意見等を引用し、上記障害の原因は、頸椎椎間板ヘルニア及びこれに伴って生じた中心性脊髄損傷によるものと主張するので、以下のとおり検討する。

(3) D医師は意見書で、要旨、中心性脊髄損傷と診断するには、MRIで髄内に所見があるのが通常である旨の意見を述べており、当審査会において、MRIの画像を読影したが、MRI画像で異常所見は認められず、請求人の受傷直後の経過からも、中心性脊髄損傷の発症を否定するD医師、E医師の意見は妥当なものであると判断され、C医師の意見を採用することはできない。したがって、請求人が訴える左上肢各関節の機能障害や同部の神経症状は、中心性脊髄損傷による後遺障害であるとは認められない。

(4) 次に、頸椎椎間板ヘルニアについてみると、E医師は意見書で、「C6/7高位に中等度の椎間板ヘルニアがみられ、脊髄は正中から右側にかけて圧迫されているが、両側の神経根の描出は良好である。平成〇年〇月〇日の頸部MR

I ではヘルニアは相当程度縮小し、頸髄圧迫もほとんど見られないにも関わらず、自覚症状は増悪の一途であることから、ヘルニアによる上肢症状とは捉え難い。現症状を十分に説明するに足る病態を明確にすることはできない。」旨の意見を述べ、D 医師はE 医師と同様の画像所見を述べるとともに、「左上肢に出現した神経症状、特に上肢の末梢部に関しては、C 6 / 7 の椎間板ヘルニアによる根症状と考えてよい。」旨の意見を述べている。

請求人は、左上肢の痛みや握力低下等の神経症状を訴えているが、D 医師意見のごとく、仮に、同神経症状がC 6 / 7 の椎間板ヘルニアによる根症状として判断しても、同神経症状は、障害等級第 1 4 級（局部に神経症状を残すもの）を超えるものとは認められない。

また、C 6 / 7 の頸椎椎間板ヘルニアに起因して左上肢における肩・肘・手の各関節の全てに機能障害が発生することは医学的に説明できず、各関節に器質的異常所見も認められないことから、左上肢の機能障害を本件事故による後遺障害として評価することはできない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第 1 4 級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。